

仕 様 書（企画提案用）

I. 事業の件名

地域の観光資源を活用したプロモーション事業

「地方空港等を活用した観光周遊事業」

【対象国】

中国

【連携先】

北関東磐越五県広域観光推進協議会（福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県）、東日本旅客鉄道株式会社、春秋航空日本株式会社

II. 事業の概要

1. 事業の目的

観光庁「宿泊旅行統計調査（2019年）」によると、中国からの延べ宿泊者数は約3,000万人泊で、訪日外国人全体に占める割合が最も高くなっているものの、協議会を構成する福島県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県（以下、「北関東磐越五県」という。）においては、23.4万人泊にとどまっている。

一方で、茨城空港及び新潟空港には、中国からの直行便が就航しており、また、東京からのアクセスも良好であることから、中国人旅行者がより広域に周遊することが期待できる地域と考えられる。

そこで、関東運輸局は、上記連携先と共に、中国人旅行者が旅マエ・旅ナカの情報収集において頻繁に利用する旅行サイトやSNSを活用し、北関東磐越五県の魅力的な観光情報を発信するとともに、旅行会社招請による当該地域の旅行商品造成を促進し、アフターコロナの誘客に結びつける。

なお、誘客ターゲットは、上海など大都市圏に在住し、家族単位で移動をする個人旅行者及び旅行に関心の高い世代であるミレニアル層（20～30代の旅行意欲の高い世代）とする。

2. 事業の内容

企画提案にあたっては、以下の（1）～（2）に掲げる業務の内容を踏まえ、実施方法・手順・留意点等を含めた業務実施方針を明示した具体的な提案を行うこと。また、観光庁及びJNTO 発表の市場別プロモーション方針に沿った提案を行うこと。なお、コロナ禍の安全・安心に関する掲載については、下記動画 URL の内容に沿った提案を行うこと。

（市場別プロモーション方針 http://www.mlit.go.jp/kankocho/page03_000054.html）

（JNTO 動画 URL: <https://youtube.com/watch?v=G1HyDxchl8g&feature=share>）

（1）業務内容

日本国内に在住し、中国向け旅行サイトで上位の評価のあるメディア（中国人写真家・ブロガー等）延べ3名を招請し、北関東磐越五県の観光スポットを取材・撮影する。また、旅行サイト等において、中国人旅行者に向け、モデルコースの紹介や地域の魅力など訴求力の

ある記事を投稿し、認知度及び訪問意欲の向上を図る。(以下、「メディア招請」とする。)

さらに、旅行サイトへの商品掲載が可能な中国旅行会社(商品造成責任者等)を招請し、茨城県・栃木県・福島県エリアの旅行商品を造成する。また、メディア招請と効果的な連動を図ることにより、新型コロナウイルス感染症収束後の誘客につなげる。(以下、「旅行会社招請」とする。)

【メディア招請概要】(事業規模:700万円程度)

北関東磐越五県を2つのエリアに分け、全3回実施する。

- 群馬県・新潟県エリア 2コース×各1回
令和3年9月~令和4年1月頃
2コースいずれも、各県2泊ずつ、計4泊5日程度のコースとする。
- 茨城県・栃木県・福島県エリア 1コース×1回
令和3年9月~11月頃
各県2泊ずつ、計6泊7日程度のコースとする。

【旅行会社招請概要】(事業規模:300万円程度)

下記エリアで、全1回実施する。

- 茨城県・栃木県・福島県エリア 1コース×1回
令和3年9月~12月頃
各県2泊ずつ、計6泊7日程度のコースとする。

詳細は以下のとおりとする。

① メディア招請

ア 招請コースの企画・調整・手配・運営(別紙1参照)

- A. 全3コース(群馬県・新潟県を周遊するコースを2コース、茨城県・栃木県・福島県を周遊するコースを1コース)を設定し、取材に必要な一切の手配を行うこと。

イ 招請・取材に係る交通・宿泊その他の手配

- A. 招請期間中は、全ての招請者においてSNS等による取材内容等の情報発信が常時可能となるよう通信環境を整えること。

ウ 旅行サイトへの記事投稿

- A. 記事投稿を行う旅行サイトは、旅行者投稿型のもの(ブログ記事は不可)で、中国国内において人気の高いサイトとすること。
- B. 掲載記事の合計が、A4サイズ換算で最低15ページ程度となるよう調整すること。
なお、関東運輸局及び連携先が有する写真について、必要に応じて提供する。
- C. エリア内を周遊するモデルコースを計3本(群馬県・新潟県を周遊するコースを2コース、茨城県・栃木県・福島県を周遊するコースを1コース)掲載すること。なお、招請・取材を行った行程を基本としたうえで、新潟空港又は茨城空港の利用促進を図るコースとして紹介すること。
- D. 連携先の観光ホームページのURLや、「Tokyo & Around Tokyo」及び「Japan. Endless Discovery。」のロゴ、キャッチフレーズ等を掲載するよう調整すること。

なお、ロゴのデータは、関東運輸局が事業実施時に Adobe Illustrator ファイルで提供する。

- E. 各訪問先における感染症対策を随時発信し、安心して北関東磐越五県の観光地を巡ることができることを PR すること。
- F. 旅行サイトへの掲載原稿（記事、地図、イラスト、写真等）の校正については、関東運輸局及び連携先に対して、2回以上行うことができるスケジュールを確保した上で、日本語に翻訳した文章とともに、内容の確認をとること（招請者が管理する Weibo、Wechat、ブログ等についてはこの限りではない）。また、必要に応じて取材先の確認を受注者の責任において行うこと。
- G. 本事業により撮影し記事投稿された写真及び動画を、連携先が 2 次利用できるよう、招請者と調整し、成果物として写真の画像及び動画データを提出すること。
- H. 成果物として、各回の記事投稿がなされた後すみやかに日本語に翻訳し、文章で提出すること。翻訳文章は、電子データ（Word）で提出すること。

② 旅行会社招請

ア 招請コースの企画・調整・手配・運営（別紙 1 参照）

- A. 茨城県・栃木県・福島県を周遊する 1 コースを設定し、招請に必要な一切の手配を行うこと。なお、メディア招請において設定するコースと同一の行程も可とする。
- B. 招請時期については、メディア招請による取材の前に行い、モデルコースの磨き上げを図ることを原則とするが、メディア招請で実施する事業内容との効果的な連動が図れる場合は、この限りでない。

イ 招請した旅行会社による商品造成支援

- A. 招請後、招請者による旅行商品造成に必要なフォローアップ等を行うとともに、その作業状況を関東運輸局及び連携先に適宜、報告すること。
- B. 造成した旅行商品については、招請旅行会社の取り扱い商品として、旅行サイトへの掲載を行うこと。なお、当該販売に係る業務については、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、関東運輸局及び連携先と協議の上、実施の時期及び方法等を決定すること。

③ 共通事項

ア 招請・取材に係る全行程の実施記録の作成を行うこと。

イ 招請者へのアンケート調査の実施

- A. アンケートを作成し、実施すること。項目については、事前に関東運輸局及び連携先に内容の確認を受けること。
- B. アンケート実施後、速やかに回収・集計・分析及び翻訳を行い、その作業状況を関東運輸局及び連携先に適宜、報告すること。また、集計・分析結果について、効果測定書に記載すること。

④ 留意事項

ア 取材先の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

- A. アフターコロナの旅行形態の変化や消費者ニーズを踏まえた上で、北関東磐越五県

の世界遺産、絶景や名所、豊かな自然、リゾート列車等魅力ある観光資源で、中国市場に訴求力のある観光スポットを選定すること。

- B. 誘客ターゲットに十分留意しながら、北関東磐越五県でしか経験することができない印象的で魅力ある体験プログラムを組み込み、招請者が実際に体験しながら取材・視察できる観光スポットを選定すること。
 - C. 招請者に対しても、最新の市場動向など消費者ニーズを踏まえた上でヒアリングを行うこと。その際、必要に応じて連携先から情報を入手するなどして、取材先の情報を十分に提供すること。なお、連携先は可能な範囲内で情報提供等を行うものとする。
 - D. 一つ一つの取材先において十分な取材時間（インタビューなどを含む）を確保し、拙速な行程としないこと。
 - E. 域内公共交通機関の利便性についてもPRできる行程とすること。
 - F. 新潟空港及び茨城空港の利用促進を図る行程とすること。
 - G. 招請コース及び招請時期については、最終的に関東運輸局及び連携先と協議のうえ決定すること。
- イ 招請・取材に係る交通・宿泊その他の手配に当たっては、以下の点に留意すること。
- A. 日本国内の交通については、宿泊先、取材先、交通事情等を勘案し、鉄道や貸切バス等を組み合わせて、円滑な移動が出来るように手配・調整すること。
 - B. 宿泊は原則1室1名とし、インターネット環境が整備された施設とすること。
 - C. 日本語が堪能でない者を招請する場合には、通訳を手配する。（招請者の対応可能言語及び日本語が堪能であり、日本観光・招請エリアの観光知識に長け、説明内容を的確に理解し、確実に受け答えできる者を手配すること。）また、当該者の移動、宿泊、食事、観光入場・体験等の手配を併せて行うこと。
 - D. 本事業を円滑に実施でき、かつ新型コロナウイルス感染症対策の観点からあまり多数とならない人数の添乗員を手配すること。なお、通訳業務との兼任を可とするが、その場合は双方の業務に支障のないことを条件とする。

（２）企画提案内容

① メディア招請

ア 招請者等の選定

- A. 招請するメディア及び記事投稿を行う旅行サイトを提案するとともに、その理由及び実績（メディアとしての活動実績・閲覧者層・閲覧者数・旅行サイトの露出ボリューム、サイトのアクセス数等）を明示すること。なお、招請者については、以下の基準を満たすものとする。
 - (i) 日本国内在住者であること。
 - (ii) 中国国内向けの旅行サイト内で上位の評価があるなど、一般消費者の訪日旅行意欲を喚起し得る記事の作成に適した人物であること。
 - (iii) 訪日旅行に興味を持ち、訪日中国人旅行者の視点で好意的な情報発信を確実に実施できること。
 - (iv) メディアとしての情報発信力や影響力があることに加え、発信する記事において、各県の多言語ホームページへの誘導を図るなど、事業実施に協力可能な者

であること。

- (v) これまでの活動実績や閲覧者層等を考慮した上で、誘客ターゲット（家族層、ミレニアル層）へ向けた訴求力を十分に担保できる者とする事。
- (vi) 情報発信に当たっては、旅行サイトだけでなく、招請者が管理する Weibo、Wechat、ブログ等の対象国内で広く利用されている媒体で合わせて発信ができること。

イ 取材内容の企画

- A. 旅行サイトにおいて、どのように紹介されることが誘客ターゲットへの訴求力を高めるか考慮し、投稿内容について想定した上で、想定した投稿内容を実現させるための取材方法についても提案すること。

ウ 記事投稿

- A. 北関東磐越五県として統一感ある記事投稿がなされるための、効果的な手法について提案すること。
- B. 媒体の接触者が連携先の交通手段などを活用し、連携先エリアへ旅行するように誘導する仕組み（記事内容や投稿方法等）を提案すること。

エ 企画案により、以下の項目について、どれだけの事業成果が見込まれるのか（目標値）を提示すること。

- A. 投稿数（旅行サイトへの記事掲載以外にも招請者が管理する Weibo、Wechat、ブログ等を含む。）
なお、20回を最低ラインとしている。
- B. 媒体接触者数（リーチ数。旅行サイトへの記事掲載以外にも招請者が管理する Weibo、Wechat、ブログ等を含む。）
なお、1,200万を最低ラインとしている。

② 旅行会社招請

ア 招請者等の選定

- A. 招請する旅行会社及び商品掲載を行う旅行サイトを提案するとともに、選定理由を明示すること。なお、招請者については、以下の基準を満たすものとする。
 - (i) 中国現地の旅行会社又はその日本支社であること。
 - (ii) 招請エリアの旅行商品を造成し、中国人旅行者の利用頻度が高い旅行サイトへの掲載が可能な者であること。

イ 企画案により、以下の項目について、どれだけの事業成果が見込まれるのか（目標値）を提示すること。

- A. 招請人数、造成ツアー本数、造成ツアー送客数
なお、造成ツアー送客数の目標値は、100人（翌年度以降の送客見込数を含む。）を最低ラインとしている。

ウ 招請方法について、実地以外の方法を提案する場合には、その手法及び効果について明記すること。

エ 旅行商品の造成に向けたフォローアップ手法について提案すること。

オ アフターコロナの誘客につながるよう、メディア招請事業との効果的な連動方法を提案すること。

③ 共通事項

- ア 招請コースを提案すること。また、提案の理由（可能な限り客観的データを用いて説明すること）及びコンセプトを明示すること。
- イ 事業実施後における効果測定方法について提案すること。
（事業実施後における旅行サイト投稿記事等の広告換算額算定等を含む。また、SNSを活用して情報発信が行われた場合にはオンラインやブログ記事等のページビュー、コメント数などの測定等も含む。）
- ウ ①及び②における提案に加えて、事業目的を達成するため、より効果を上げる企画があれば提案すること。
- エ 新型コロナウイルス感染症の拡大による移動制限等の状況を鑑み、①及び②における提案に代えて、事業の目的を達成するためにより効果的な手法がある場合には、理由とともにその手法を提案すること。

3. 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 本事業実施にあたって、業界別に策定されている新型コロナウイルス対策ガイドラインなどを遵守するとともに、政府及び自治体が発する外出・移動の自粛や営業時間短縮などの措置を十分に考慮すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策が徹底されている事業者及び観光資源を選定すること。
- (3) 緊急連絡体制を整えること。
- (4) 招請者においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に応じて、PCR検査等を実施した上で、各県に来県すること。
- (5) その他必要な対策を講じること。

4. その他留意事項

- (1) 各事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- (2) 本事業の実施記録については、カメラや画面の保存等を用いて記録を行うこと。
- (3) 本事業の業務遂行に重要な役割を果たす優れた経験及び能力を有する予定担当者を明確にし、常態的に関東運輸局及び連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- (4) 連携先が取り組むその他のインバウンド施策とも十分に連携を図り、相乗効果が得られるよう努めること。
- (5) 本事業は、関東運輸局及び連携先と十分な協議を行いながら業務を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度関東運輸局及び連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、関東運輸局及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求められるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (6) 本事業で発生した制作物等の著作権は関東運輸局及び連携先に帰属する。
- (7) 本事業により得られた全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く）について、関東運輸局または連携先は受注者及び掲載施設等の許可なく

無償で使用・加工ができるものとする。

- (8) 本事業により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (9) 本事業に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受注者が負うこと。
- (10) 上記(6)～(9)の規定は、本事業の業務の一部を第三者に委託した場合においても適用する。受注者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (11) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (12) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (13) 招請対象者を旅行傷害保険に加入させる等、有事の際に必要な費用の補償が行えるよう手配すること。
- (14) 緊急時の連絡体制を構築し、必要に応じて関係者と情報を共有すること。
- (15) 緊急事態措置を実施すべき地域及びまん延防止等重点措置を実施すべき地域においては、各種会議、打ち合わせ等は、極力 Web 会議システムを活用し、対面で行うものは真に必要なものに限定するとともに、実施する場合も最低限の人数・時間でいうよう配慮すること。

Ⅲ. 効果測定及び成果物

1. 効果測定の実施

- (1) アンケート調査の企画・運営・分析
- (2) 旅行サイト及び SNS のアクセス分析等
 - ① 事業実施後の記事投稿や情報発信に対するアクセス分析等。
 - ② 本事業による記事投稿や情報発信を踏まえて、実際に北関東磐越五県各県を旅行した外国人観光客の投稿や情報発信、閲覧者の属性について可能な限り把握して報告すること。

2. アフターコロナにおけるインバウンド施策について

本事業の実施により得られた分析結果に基づき、当該エリアにおいて取り組むべきアフターコロナの効果的なインバウンド施策について報告すること。

3. 本事業の進捗管理及び目標、成果については、所定のシステムに入力し、管理することがある。詳細については、受注決定後に関東運輸局が必要に応じて別途指示するので、対応すること。

4. 実施事業におけるデータ等の還元について、別途公表している「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」及び各種データ等還元提出フォーマットに従って、それぞれの業務毎に関東運輸局の指示する形式にてデータを納品すること。

(https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kankou/kankou/gaikokujin_zoudai.html)

5. 成果物の作成

(1) 提出物

- ① 本事業実施報告書、効果測定書及び事業概要資料（電子媒体）

関東運輸局及び連携先各1式（全8式）

※報告書等の電子データをCD又はDVDに格納し、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Power Point2013において編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする。

※事業概要資料はA4判カラー1枚で出力できるように編集すること。

② 本事業実施報告書及び効果測定書（紙媒体）

連携先（関東運輸局を除く）各1部（全7部）

※A4判カラー（報告書20頁程度、効果測定書20頁程度）により出力し、冊子として編さんすること。

※報告書の用紙等はグリーン購入法の判断の基準等に基づき環境負荷の低減に配慮すること。

③ Ⅲの3に記載されたデータ還元に関わるデータにて指定するデータ

※別途関東運輸局から指示する方法により提出すること。

④ 次のとおり成果物を提出すること。（CDまたはDVDに格納するものとする。）

関東運輸局及び連携先各1式（全8式）

A. 本事業により撮影し、記事投稿に使用した写真の画像及び動画データ

※取材をした施設が投稿された場合は、該当施設あてに投稿情報を提供すること。

B. 本事業で制作した確定した記事及び内容を翻訳した記事の電子データ

（Microsoft Word 2013において編集可能なデータとすること。）

(2) 提出期限

① 本事業実施報告書、効果測定書及び事業概要資料（電子媒体）…令和4年3月18日（金）

② 本事業実施報告書及び効果測定書…令和4年3月18日（金）

③ データ還元に関わるデータ…令和4年3月18日（金）

④ 成果物…完成次第速やかに

(3) 提出先

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎

国土交通省関東運輸局観光部国際観光課及び連携先が指定する場所

○群馬県・新潟県コース

日付	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
ファム トリップ	一部実施	○	○	○	一部実施
	留意点を踏まえてコースを設定すること。				
その他用務	視察概要 レクチャー				
視察地	留意点を踏まえてコースを設定すること。(群馬県・新潟県)				
宿泊地	設定したコースにあわせ宿泊地を決定すること。(群馬県2泊、新潟県2泊程度)				
添乗 (アテンド)	○	○	○	○	○
事業実施記録	○	○	○	○	○
	事業実施中記録できる体制をとること。				
通訳手配	○	○	○	○	○
食事手配	○	○	○	○	○
宿泊手配	○	○	○	○	—
国内交通手配	一部実施	○	○	○	一部実施

※メディア招請によるモデルコースの記事掲載においては、東京（成田空港・羽田空港）IN／新潟空港 OUT、又は新潟空港 IN／東京（成田空港・羽田空港）OUT のコースとして紹介することを想定し、招請コースを設定すること。

○茨城県・栃木県・福島県コース

日付	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
ファム トリップ	一部実施	○	○	○	○	○	一部実施
	留意点を踏まえてコースを設定すること。						
その他用務	視察概要 レクチャー						
視察地	留意点を踏まえてコースを設定すること。(茨城県・栃木県・福島県)						
宿泊地	設定したコースにあわせ宿泊地を決定すること。 (茨城県2泊、栃木県2泊、福島県2泊程度)						
添乗 (アテンド)	○	○	○	○	○	○	○
事業実施記録	○	○	○	○	○	○	○
	事業実施中記録できる体制をとること。						
通訳手配	○	○	○	○	○	○	○
食事手配	○	○	○	○	○	○	○
宿泊手配	○	○	○	○	○	○	—
国内交通手配	一部実施	○	○	○	○	○	一部実施

※メディア招請によるモデルコースの記事掲載においては、東京（成田空港・羽田空港）IN／茨城空港OUT、又は茨城空港IN／東京（成田空港・羽田空港）OUTのコースとして紹介することを想定し、招請コースを設定すること。